

令和 8 年 8 月 21 日

読谷村議会
議長 上地 利枝子 殿

適正な公務執行及び職員の就業環境保護に関する調査特別委員会
委員長 當間 良史



適正な公務執行の確保及び職員の就業環境保護に関する要請について

調査特別委員会報告書

1 調査の経緯

令和 8 年 5 月 29 日付読総第 177 号により、読谷村長から読谷村議会議長に対し、「適正な公務執行の確保および職員の就業環境保護に関する要請について」が提出された。

要請書では、読谷村教育委員会が実施を予定していた生涯学習講演会に関し、一部議員による担当職員への対応が、「読谷村窓口等対応困難時の基本指針」及び「読谷村窓口等対応困難時対応ガイドライン」に定める窓口等対応困難事案に該当するとされ、議会に対して所属議員への適切な節度を持った対応が求められた。

これを受け、第 553 回読谷村定例会において決議第 1 号である調査特別委員会に関する決議が賛成多数で採択されたことにより、「適正な公務執行及び職員の就業環境保護に関する調査特別委員会」が設置され、これまで計 7 回にわたり開催され、職員の心身の安全と就業環境を守るとともに、議員による正当な行政監視、政策提言及び住民の意見を代弁する活動を確保する観点から、事実関係及び村の判断の妥当性について調査を行った。

2 本件講演会の概要

本件の対象となった事業は、読谷村教育委員会生涯学習課が主催する「地域学力向上推進事業 生涯学習・社会教育講演会」である。

講演会は、令和 8 年 3 月 15 日午後 2 時から読谷村文化センター鳳ホールで開催される予定で、演題は「未来をイメージし 生きる力をつけろ!!」、講師は関暁夫氏とされていた。

入場は無料、定員 700 名、申込み不要の先着順で、主な対象は小・中学生とされ、保護者及び地域の大人も参加できる事業であった。

3 村長からの要請内容

村長からの要請書では、主として次の行為があったとされている。

- (1) 会議室外まで聞こえる大声で職員を叱責し、職場の秩序を乱したと。
 - (2) 講演会の中止を繰り返し求め、要望書提出当日の午後5時までに回答するよう要求したこと。
 - (3) 事実と異なる内容をSNSに投稿し、職員の人格を否定する発言や外部からの匿名攻撃を誘発したこと。
 - (4) 事前調整のない訪問による即時対応や、契約済み事業の中止を求めるなど、議員の地位を背景とした特別扱いを要求したこと。
 - (5) 一連の言動により、担当職員に不眠や精神的動揺等が生じ、就業環境が損なわれたこと。
- また村長は、今後、回答の組織化、窓口の一本化及び記録の徹底等を行うとし、議会に対して所属議員への指導を求めた。

4 調査の方法

本委員会は、次の資料及び方法により調査を行った。

- (1) 村長から提出された要請書
- (2) 執行部からの事実関係の聴取
- (3) 令和8年7月16日の当該議員への聞き取り
- (4) 当該議員連名で提出された要望書
- (5) 当該議員によるSNS投稿
- (6) 講演会のチラシ及び事業概要
- (7) 面談記録、メモ、メール等の関係資料
- (8) 外部から寄せられた問い合わせに関する資料
- (9) 執行部と当該議員の説明の相違点に関する追加質問
- (10) 令和8年7月31日付読総第303号による執行部回答
- (11) 村の基本指針及びガイドライン

5 当該議員への聞き取り結果

(1) 当該A議員

A議員は、住民等から講師選定に対する疑問や中止を求める相談を受け、その声を行政に伝えるため訪問したと説明した。

感情的に話したとの認識はあるが、職員を威圧又は叱責する意図はなく、当時は威圧的な行動に当たるとの認識もなかったとしている。

また、要望書の内容に賛同して同席、提出したが、当日午後5時までの回答となっていることは認識しておらず、回答期限を繰り返し強要し

たことや、「税金が無駄になってもよいから中止すべき」と発言したことは否定した。

一方、自身の対応によって職員が精神的負担を感じたのであれば深くお詫びし、今後は誤解を与えないよう丁寧な対応に努めたいと述べた。

(2) 当該B議員

B議員は、事前の約束なく訪問したことは認めたものの、大声で職員を叱責又は怒鳴った事実はないと説明した。

要望書は自身が作成し、講演会が4日後に迫っていたため、「できれば午後5時までに」と回答をお願いしたが、回答を繰り返し強要したのではないとしている。

「税金が無駄になってもよい」との発言は否定し、税金を投入するに適切な事業か十分に精査すべきとの趣旨を伝えたとしている。

SNS投稿については、講師の言動や選定過程を教育委員会が十分に調査していなかったことを問題として発信したものであり、職員を傷つける意図はなかったと説明した。一方、自身の発信により、問題意識を持った者が声を上げやすくなった可能性はあると述べた。

また、事前の事情聴取がないまま村長より議長へ要請書が出されたことにより、自身も精神的な負担を受けたとありました。

6 当該議員連名の要望書

令和8年3月11日、城間真弓議員及び與那覇沙姫議員の連名により、「生涯学習講演会の開催中止および講師選定プロセスの説明・再考・中止を求める要望書」担当課へ提出された。

要望書では、次の4点について説明及び再検討を求めている。

- (1) 「地域学力向上推進事業」としての妥当性及び科学的根拠
- (2) 教育基本法に基づく政治的中立性と人権への配慮
- (3) 選定プロセスの透明性と説明責任
- (4) 読谷村のアイデンティティと信頼

小・中学生を対象に公費による教育事業について、議員が講師の適格性、教育的効果及び選定過程を調査し、説明や再検討を求めること自体は、行政監視及び住民の声を届ける議員活動の範囲内にある。

一方、要望書では講師について強い評価が示され、提出当日の午後5時までに回答を求める趣旨の記載があった。契約関係や事業中止による影響等を組織として検討するには、極めて短い回答期限であったと認められる。また、当該議員より「講演の内容は関係ないので中止すべき」との趣旨の発言が繰り返されたとある。これは議員の監視機能から逸脱した中止ありきの表現であり、執行部の回答にある「建設的な話し合いが出来る状態ではなかった。」の理由となっている。

7 SNS 投稿について

当該議員の SNS 投稿では、教育基本法との関係、講師選定過程、教育的効果、政治的中立性及び人権への配慮等について問題提起が行われ、教育委員会又は議員に意見を寄せるよう呼び掛けている。

提出された投稿部分を確認した限りでは、特定の職員を名指しして侮辱する記載や、職員個人への攻撃を直接呼び掛ける記載は確認できなかった。

一方、執行部によれば、SNS 投稿後、その内容と類似する問い合わせが電話 10 件、村ホームページへの意見が 9 件寄せられたとしている。

投稿時期及び問い合わせ内容から、SNS 投稿が問い合わせの契機の一つとなった可能性は認められる。

8 執行部への追加質問と回答

執行部と当該議員の説明に相違があったことから、本委員会は令和 8 年 7 月 23 日付読議第 192 号により追加質問を行い、同月 31 日付読総第 303 号により回答を得た。

執行部からは、主に次の説明があった。

- (1) 当該議員 2 名の声は会議室外及び隣接する教育長室まで届き、複数の職員が認識していた。
- (2) 周囲への影響を考慮した職員が会議室のドアを閉めた。
- (3) 講師の選定理由を説明したが、中止を求める趣旨の発言と大声による発言が継続した。
- (4) 「税金が無駄になってもよいから中止すべき」との趣旨の発言は議員 1 名によるもので、記録メモがある。
- (5) 要望書提出時、当該議員 1 名が当日午後 5 時までの回答を求め、回答方法も指定した。
- (6) 3 月 11 日午後 4 時 40 分から午後 5 時 30 分まで、当該両議員 2 名、議長及び職員が同席して村長室で面談した。
- (7) SNS 投稿後、電話 10 件及びホームページへの意見 9 件が寄せられた。
- (8) 複数職員の報告、記録、メモ、メール、SNS 投稿及び問い合わせ記録等を総合して、窓口等対応困難事案に該当すると判断した。

9 基本指針及びガイドラインの内容

ガイドラインは、窓口、電話、訪問及び文書対応等において、職員が不当要求や悪質な言動等に直面した場合に、安全かつ的確に対応できる体制を整備することを目的としている。

対応の基本原則として、職員を孤立させないこと、毅然かつ冷静に対応すること、事実を記録し共有すること、安全を最優先することなどが示されている。

対応対象として、主に次の行為が例示されている。

- (1) 大声、暴言、罵倒及び侮辱
- (2) 職員への誹謗中傷や不安をあおる行為
- (3) 要望等の繰り返し
- (4) 暴力、脅迫及び威嚇行為
- (5) 執拗又は拘束的な言動
- (6) 職員個人を攻撃する言動
- (7) 業務範囲外の要求

10 委員会が確認した事実

調査の結果、次の事項についておおむね確認できた。

- (1) 該当議員が事前の約束なく担当部署を訪問した。
- (2) 生涯学習講演会の開催中止および講師選定プロセスの説明・再考・中止を求めた。
- (3) 会議室外まで聞こえる発言があり、職員が会議室のドアを閉めた。
- (4) 当該議員が感情的に話したとの認識を示している。
- (5) 両議員連名の要望書が提出された。
- (6) 当日午後5時までの回答及び回答方法が示された。
- (7) 回答期限延長に関するメールのやり取りが行われた。
- (8) 当該議員が SNS に本件を投稿した。
- (9) 投稿後、電話10件及びホームページへの意見9件が寄せられた。
- (10) 「読谷村の歴史をもっと勉強すべき」との趣旨の発言があった。
- (11) 一連の対応により、担当職員が精神的負担を感じた。
- (12) 当該議員は職員に精神的負担を与えたことについて謝罪の意を示したものの、今回の事案が「窓口等対応困難事案」に該当するに至ったことについては、遺憾の意を示した。
- (13) 当該議員と議長が村長室に出向き、要望書の説明を行った。

11 委員会の判断

本件講演会が、公費を用い、小・中学生を主な対象として実施される教育事業であったことから、当該議員が講師の適格性及び選定過程に疑問を持ち、行政に説明、再検討を求めたことには、議員活動として一定の正当性が認められる。要望書を提出したこと及び SNS で事業上の問題を提起したことのみをもって、不当要求とは言えないが、その一方、行政への意見の伝達に当たり、会議室外まで届く声で発言したこと、短時間での回答を求めたこと、相手方が精神的負担を感じる表現があったことについては、職員の通常業務及び就業環境への配慮を欠く面があったと認められる。

以上から、本委員会は、確認された対応方法の一部について、ガイドラインに基づき、複数職員による対応、記録、所属長への報告及び組織的対応へ移行する対象となり得る行為であったと判断する。

この点において、村が職員の安全及び就業環境の保護を目的として、組織的対応を行ったことには一定の合理性が認められる。

12 再発防止に向けた提言

議会基本条例の遵守（第 16 条には、「議員は村民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。」とある）

13 結論

議員が住民の声を行政に届け、事業の妥当性を問い、必要に応じて見直しや中止を求めることは、二代表制における重要な役割である。

一方、その目的が正当であっても、行政職員の人格、心身の安全及び正常な業務遂行を害する方法まで正当化されるものではない。

本件は、当該議員の対応方法の一部に配慮を欠く面があり、担当職員に精神的負担を与えたことを重く受け止めなければならない。当該議員には、本調査の結果を真摯に受け止め、冷静且つ節度ある対応に努めることを求める。

議員と職員は、適正な公務執行の確保及び職員の就業環境の保護並びに議員活動の適正な確保と、村民からの信頼回復につなげることを求め、本委員会の調査報告とする。